

## 食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト（基本編）

項目	補足	根拠												
□ 容器包装を開かないでも容易に見ることができるものに記載されているか	容器包装の上に更に小売のための包装（外装）を行う場合は、中の表示が透視できる場合を除き、外装に必要な表示を行わなければなりません。	食品表示基準第8条第2項 食品表示基準について5(2) p34												
□ 右記の表示例に従って、分かりやすく一括して表示されているか	<p>表示例1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">栄養成分表示 (○ g 当たり)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">熱量</td> <td style="padding: 2px;">○kcal</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">たんぱく質</td> <td style="padding: 2px;">○g</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">脂質</td> <td style="padding: 2px;">○g</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">炭水化物</td> <td style="padding: 2px;">○g</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">食塩相当量</td> <td style="padding: 2px;">○. ○g</td> </tr> </table> <p>※枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができます。（表示例2参照）</p>	栄養成分表示 (○ g 当たり)		熱量	○kcal	たんぱく質	○g	脂質	○g	炭水化物	○g	食塩相当量	○. ○g	食品表示基準第8条第3項(別記様式2)
栄養成分表示 (○ g 当たり)														
熱量	○kcal													
たんぱく質	○g													
脂質	○g													
炭水化物	○g													
食塩相当量	○. ○g													
□ タイトルが「栄養成分表示」となっているか	<p>表示例2</p> <p>栄養成分表示 (○ g 当たり) / 热量 (○kcal), たんぱく質 (○g), 脂質 (○g), 炭水化物 (○g), 食塩相当量 (○. ○g)</p>	食品表示基準 Q&A 加工-255												
□ 表示する項目及び順番は適切か	<p>「栄養成分」「栄養表示」「栄養成分値」などの記載は認められません。</p> <p><b>【基本5項目のみ表示する場合】</b></p> <p>①熱量 ②たんぱく質 ③脂質 ④炭水化物 ⑤食塩相当量 の順で表示をすること。      ※栄養成分名は以下の表記でも可能です。      热量→「エネルギー」      たんぱく質→「蛋白質」「たん白質」「タンパク質」「たんぱく」「タンパク」</p>	食品表示基準第3条第1項 食品表示基準 Q&A 加工-260												

<p>□ 文字の大きさ(ポイント数)は適切か</p>	<p>8 ポイント以上の活字で表示をする必要があります。</p> <p>※容器包装の表示可能面積がおおむね 150 cm<sup>2</sup>以下のもの及び印刷瓶の蓋(蓋の面積が 30 cm<sup>2</sup>以下のものに限る)に表示すべき事項を表示するものは、5.5 ポイント以上とすることができます。</p>	<p>食品表示基準第 8 条第 9 項</p>
<p>□ 食品の単位は適切か</p>	<p>100g(100ml)又は 1 食分、1 包装その他の 1 単位当たりの量(1 食分で表示する場合には 1 食分の量(g 等)を併記)を表示する必要があります。</p>	<p>食品表示基準第 3 条第 1 項 食品表示基準について 1(5)② p8</p>
<p>□ 各栄養成分の表示単位は適切か</p>	<p><b>【表示単位】</b>            热量→kcal            その他 4 項目→g            ※表示単位は以下の表記も可能です。            kcal →キロカロリー            g →グラム</p>	<p>食品表示基準第 3 条第 1 項(別表第 9), 8 条 3 項(別記様式 2) 食品表示基準について 5(4)② p35</p>
<p>□ 最小表示単位は適切か</p>	<p><b>【最小表示単位】</b>            热量→整数            たんぱく質、脂質、炭水化物→整数※1            食塩相当量→小数第 1 位※2            ※位を下げるなどを妨げるものではありません。位を下げる場合は、その下の位を四捨五入して表示してください。            ※1 0.5 g 以上 1 g 未満の場合には、小数点第 1 位まで表示してください。0.5 g 未満の場合は 0 と表示することができます。  <b>&lt;例&gt;</b>            たんぱく質が 0.65 g の場合、0.7 g と表示。</p>	<p>食品表示基準について 5(4)⑤ p35</p>
	<p>※2 0.1 g 未満の場合には、小数第 2 位まで表示してください。ナトリウムの量が 5mg 未満の場合には、0 と表示することができます。  <b>&lt;例&gt;</b>            食塩相当量が 0.054 g の場合、0.05 g と表示。</p>	

<p>□ 栄養成分の値の求め方は適切か</p>	<p>①分析値：定められた方法での算出が必要です。(食品表示基準第3条第1項(別表第9)参照)          ②分析値以外(計算値・参照値など)：分析値とは異なる値の可能性である旨の記載が必要です。          例 「推定値」「この表示値は、目安です」          ※詳細は、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン(消費者庁食品表示企画課 発行)」を参照してください。</p>	食品表示基準第3条第1項  食品表示基準について 1(5)③ p9
<p>□ 栄養成分表示の根拠となる資料を保管しているか。</p>	<p>栄養成分表示の根拠となる資料(分析結果等)を、その分析結果を基に表示が行われる全期間(その商品の販売が終了するまで)にわたって保管する必要があります。</p>	食品表示基準第3条第1項  食品表示基準について 1(5)⑥ p9
<p>□ 栄養成分に関して、以下の表現をしていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「高」「豊富」などの高い旨</li> <li>②「含有」「入り」などの含まれる旨</li> <li>③「低」「ライト」などの低い旨</li> <li>④「無」「ゼロ」などの含まない旨</li> <li>⑤他の類似食品と比べて「○%高い」などの強化された旨</li> <li>⑥他の類似食品と比べて「○%減」などの低減された旨</li> </ul>	<p>別途基準が設けられています。食品表示基準第7条を御覧ください。</p>	

#### <食品表示法に関する情報>

◎消費者庁ホームページ 「食品表示」

<http://www.caa.go.jp/foods/>

食品表示基準の全文や各種通知、Q&A、ガイドライン、消費者庁が作成したパンフレット等が掲載されています。機能性表示食品に関する情報等も確認できます。

◎宮城県ホームページ 「食品の栄養成分表示などについて」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kensui/eiyo-hyouji.html>

宮城県が作成したパンフレット等が掲載されています。

◎宮城県塩釜保健所ホームページ 「食品に栄養表示をするときは（食品事業者向け）」

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-hohuku/eiyouseibunhyouzi.html>

食品に栄養成分表示をする際のチェックリスト（基本編）が掲載されています。